

## 日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第二章 災害・凶作をめぐる農民運動

## 第二節 災害・凶作をめぐる運動

災害は、もちろん直接の動機は自然力の破壊的な作用であるが、毎年のごとく風水害、病虫害に見舞われ、農作物、生産手段、家屋から人命まで奪われるのは、明らかに治水治山対策の欠如、農業生産条件の劣弱なことを示し、また、復旧工事の不備、森林立木の乱伐、ダム工事等による治水体系の混乱等の事情が直接間接の原因をなすものである。各地で農民は大会を開き、自由党政府に対する要求を決議し、災害凶作に対する補償、減税、災害復旧、融資、飯米配給等のために運動を展開した。つぎの日農(主体性派)神奈川県連の「要望書」は、災害がいかに甚だしく、また農民団体がいかなる対策を政府当局にのぞんでいたかを示している。

(霜害に対する要望書)

日農神奈川県連合会  
日農愛甲地区協議会

去る四月二五日、及び五月三日の晩霜は、農業気象の虚をついてまれに見る甚大なる被害を及ぼした。よって、速かに左記対策を講じ当面並びに恒久的措置を講じられたい。

一、桑園被害は、県下一五〇〇丁歩(愛甲五〇〇丁歩)繭減産三万九〇〇〇貫(価格六八六四万円)、戸数六五〇〇戸。これが対策として

- (1) 稚蚕の適切なる処置(育蚕)、桑葉のあっせん、確保、廃棄蚕の措置
- (2) 桑園の回復、助成費(肥料、技術、苗木、病虫害の予防等)
- (3) 長期、低利の再建資金、夏秋蚕購入代金等一戸二万円をあっせんする。
- (4) 災害補償金は被害一割以上(現行四割以上)とし、即時支払うこと。
- (5) 繭価決定及び検定に養蚕農民を参加せしめ、民主的に行わしめること。
- (6) 凍霜害防除並びに病虫害防除の恒久的措置。
- (7) 被害農民の諸税を減税すること。

二、茶園の被害は、県下(上郡、愛甲、横浜)一〇〇丁歩(四〇%)減収一万五〇〇〇貫、三〇〇万円と推定する。

これが対策は育蚕を除き桑園と同じ。

三、ソ菜の被害は、きうり、二〇〇丁、八〇万貫、六四〇〇万円。なす、一〇〇丁、四〇万貫、四八〇〇万円。とまと、一七〇丁、七〇万貫、八四〇〇万円。南瓜、一〇丁、五万貫、三三〇万円。いんげん、三五丁、三万五〇〇〇貫、三〇〇万円。西瓜、一一丁、五万貫、五〇〇万円。馬鈴薯、六〇〇丁、五〇万貫、三〇〇〇万円。菜種、五〇〇丁、一〇〇石、六〇〇万円。いちご、四丁、五〇〇万貫、二五万円。計二億四三五五万円。

ソ菜対策としては、(1) 苗、種の配給措置。(2) 被害作物の処理育成作付転換。(3) 長期低利資金一戸五万円平均。(4) 災害補償法の新設。(5) ソ菜価格の安定措置。(6) 霜冷害の防除措置。(7) 病虫害防除費助成。(8) 所得税の免除。

四、果樹の被害は、柿、七〇丁歩、二〇万貫、二六〇〇万円。梨五〇丁歩、二五万貫、三七五万円。計六三五〇万円。

果樹対策は右に準ずる。

五、麦類は、四月三〇日の強風雨により倒伏一〇〇〇丁歩、減収総量四万石(麦石)と推定される。よって対策については

(1) 肥料の助成、病虫害の防除。(2) 災害補償の即時支払を行うこと。

六、右に関連して肥料価格の値下げ、安値輸出の禁止が実現されておらぬ実情から左記附帯要望する。

(1) 肥料(硫安一〇貫)は八〇〇円以下とする。(輸出八〇〇円上下)

(2) 輸出肥料四月二万五〇〇〇トン、五月三万トンの禁止。

(3) 農用品は、昭和二四年より五割六分値上り、農産物は四割四分でシェーレが甚しい。是を是正せねば、農業政策は成りたため。よって農産物価格安定法を定めること。

七、その他、煙草、一〇〇丁歩(被害全面積)一万貫、二〇〇万円あり。

昭和二八年五月一〇日

日農統一派総本部は七月二日「罹災農民に対する援助をすみやかに実施せよ」なる要請文を政府に送り、また各地支部に対しては「水害救援を闘え」なる緊急通達を発した。日農総本部の水害救援活動の方針(一九五三、七・三)は次の通りである。

(一)米、衣類等のカンパ活動、被災者への送附。

(二)この闘いを「赤い羽根」的募金運動に解消することなく、労農民主団体と共同して救援の大運動を起し、県町市予算から救援資金を出させる闘争を通じて自治体までをふくめた運動とすること。

(三)この闘いを単なる同情に終らせず、各地の災害をうけやすい箇所完全補修要求と結合させること。

なお日農総本部はソ同盟、中国に対し、水害救援のアピールを発した。

つぎに風水害の打撃にうちのめされた大分県の闘争についてみよう。七月二九日大分市において災害対策農民大会が開かれた。全県下から各農協、農業委員会、農民組合等の代表四五〇名が参集した。当日決定された要求は次の通りである。

(1) 災害地には一〇万円の補償制限規程を撤廃して、全額国庫負担で復旧せよ。

(2) 災害復旧営農資金の利子補給を増額し、返済不能分は国で補償せよ。

(3) 基本米価は石当り一万二〇〇〇円以上とせよ。

(4) 農民をギセイにする肥料価格絶対反対、硫安輸出会社設置法案反対、肥料の国内価格を最近の輸出価格に引き下げよ。

(5) 社会保障制度を確立せよ。

(6) 国庫による治山治水の完全実施。

このような要求を決議し、県当局に陳情し、あるいはデモ行進を行う農民集会が各所に催され、またその集会には労働組合、市民団体の代表が参加する例が多くなった。あるいは民主団体水害対策協議会(民水対)を結成し、ある期間、持続的な要求獲得運動を行った。大分県北山田村のように、村民大会の決議によって民水対がつくられ、飯米配給、免税、自主供出から村財政のくみかえまで決議したところもある。あるいは同じく北九州の風水害による流木問題をめぐって福岡県農村連盟が木材組合と闘争し要求を通じた事例も見られる。

福岡県下の水害をめぐる運動も、大分県のばあいと同様、農民団体と労組、民主諸政党の協力、提携のもとにすすめられ、民水対の組織が県段階と町村にもたれ、被災農民に対する救援カンパ活

動、復旧作業への応援、医療班、工作班の派遣などの直接援助から、国家に対する災害復旧工事、被災者への資金交付要求等の運動を展開した。たとえば福岡県民主団体水害対策協議会は日農、農村連盟、農民総同盟などの各種農民団体をはじめ、県労評、国鉄労組、県職組、民婦ク、民青、社会党、共産党など、ほとんど総ての労農民主団体政党が参加して七月一日結成式をあげ、飯米配給、貸付金交付、免税措置等の要求を決議し、広汎な災害対策運動をはじめた。七月一日には福岡市において、各農民団体主催の農民大会が開催された。

これらの運動は、北九州にかぎらない。関東各地、東北、北海道または東海の各地方に県農民大会、町村農民大会がしばしば開かれ災害にうちのめされた農民の要求が決議され、政府に対する陳情交渉が行われた。たとえば五月四日の群馬県霜害対策農民大会、五月三〇日の埼玉県労評主催の凍霜害対策協議会等は四、五月の凍霜害をめぐる運動であり、八月以降の冷害、風害に対しては、北海道旭川の冷水害危機突破道北農民大会(九・一九)、凶作対策群馬県農民大会(一〇・五)、凶作突破神奈川県農民大会(一〇・一一)、長野県凶作突破全青年平和大会(一〇・二二)、山梨県農民代表者会議(一一・一七)などが開催された。このなかでも群馬と長野の農民大会は種々な面で本年の災害・凶作に対する農民運動の特徴を示し、かつ重要な意味をもつと思われるので、その経過をつぎに記そう。

まず群馬県前橋市において一〇月五日、日農、全農連、農協、農委、共済組合等二〇数団体の共催で、農民大会が開かれ、代表三五〇〇名が出席した。大会の中心議題は凶作対策、米価要求で、まず次の項目が討議決定された。

- (一) 供出割当にあたっては、本年産米の作況にかんがみ、実収にもとづく適正公平な数量でない場合は返上する。
- (二) 第一次生産者基本米価が石当り一万二〇〇〇円以上にならぬときは、供出割当を拒否する。

右の決議のほか「臨時国会を即時開会せよ」「酒米を廃止せよ」「被害農家に共済金仮払を早く行え」等の追加決議をなした。実行方法として、供米ストに際しての農協組の米保管、資金貸出し等についても協議が行われ、直ちに四五名の実行委員を選出して中央官庁、政党方面に陳情を行った。

次に日農(統一派)本部は、青年部の組織確立のため準備会をもち、各県連の農村青年運動をおしすすめ、五四年八月には日本農村青年会議を開催する方針をきめたが、長野県連ではこの具体的な第一着手として凶作突破全青年平和大会(松本市)の開催に努力した。凶作による農家の窮乏、とくに次三男問題の深刻化により青年の保安隊志願者の増加傾向にあるとき、広く農村の農民、労働者、学生の平和への意思を結集し、統一的行動を組織する運動として展開された。

長野県は凶作による打撃のもっともひどい県の一つで、五四年春の善光寺の御開帳がそのため延期されたほどであるが、日農長野県連は一〇月八日、県評主催の産業防衛会議で凶作対策運動、青年の平和戦線への結集を呼びかけ、その後も農協組、青年団、県職員組合、教員組合等に訴え、農村青年が平和のため提携するよう努力した。一〇月二一日おなじく県評主催の青年婦人代表者会議にも同様主旨のアピールをなし、一月中旬、労農学の農村青年平和大会を開催するよう提案した。つぎのアピールは同月一四日青年部準備会より各支部、各団体にあてられたものである。

凶作、失業、保安隊への道からわれわれ農村青年を守るために日農青年都の再建、強化

(一)

今年全国をおそった凶作は、われわれ農民にがまんのならぬ苦しみを与えている。長野県は全国でも北海道、福島、山形につぎその被害が一番大きかった。県協指連の発表でも軽井沢高地地区八〇%、中信平坦郡八九%、などひどい減収である。実際はもっとみじめな状態で、飯米を確保できない農家がのきなみにでてきている。青年が秋のお祭をたのしみにしても、オヤジはそれどころじゃないといい、どこでも毎日の食事をこれからどうしようかと頭をなやめ、「節約運動」がおきている。善光寺の御開帳ももみにもんだあげく来春は止めて、一年のぼすことになった。そのため商工会では、不景気をとりかえすよい機会がなくなると猛烈に反対したが、それほど今年の凶作は長野県民ぜんたいに苦しみを与えている。学生も農家からの学資がつづかぬ、食費がかさむで勉強をつづけられないようになってきている。アメリカの戦争屋のいいなりほうだいになっている吉田政府はこの凶作、農民の窮乏を、M・S・Aをうけいれ、われわれ農村青年を保安隊にみちびき入れるよい機会にしようとしている。アメリカの国民が買えないであり余った小麦など(農業恐慌)を日本におしつけ、その代金は円貨のままでよいから必ずアメリカの武器を買えというのがM・S・A(第一五五條)である。吉田首相は、食糧危機をのりきるために小麦を輸入して人造米をつくるなどといっているが、これは日本を前線基地とするためのM・S・Aによる食糧輸入である。そして生活苦から職を求めるわれわれ農村の二、三男にこの武器をもたせ、保安隊をデッカクし、軍隊にすれば再軍備は完成されるという仕組である。福岡県では水害の後保安隊の募集を三〇〇〇から四〇〇〇にふやし、まだまだふやしてもよさそうだと当局は発表している。宮城、福島で応募者がふえたのは生活の窮乏によるとハッキリいっている。茨城県では県、保安隊、村長がむすんで村々に回らん板をまわし、一〇日毎に村長が徴募のようすを報告している。

吉田政府は池田特使をアメリカにやって、再軍備の打合せをやっている。アメリカの大金持と軍閥は、三一五年間に三五万の軍隊をつくらなければ「援助」もそうやすやすできぬといい、池田はもっと金をまわしてくれなければ二五万がやっとなと取引きしている。アメリカ戦争屋の肚は、戦争でトテツもない利益を上げたい、金は何とかひねりだすから日本青年を提供しろというのである。だから自由党、改進黨の再軍備「自衛軍」創設は、あくまで日本青年をアメリカの傭兵とすることである。アメリカは、朝鮮休戦がこれ以上つづけば、世界平和の指導権が、ソ連、中国をはじめとする全世界の平和と独立をのぞむ国民の手にますますつよくにぎられることを知っているからアセッているのである。

(二)

日農長野県連は、来春の青年部全国結成大会をめざし、県青年部をたてなおし、ひろげる活動に着手しているが、上のような情勢の中で労働者青年の協力と参加をえて、広く青年婦人によびかけ「再軍備反対」「青年は外国の傭兵にならない」という意志を表明して闘うことが緊急の重大なもんだいとなっている。

県連は一〇月八日、県評主催の産業防衛会議で、秋季闘争、凶作対策の闘いの中で労働青年婦人が、独自の平和への熱望をかかげて結集するよう県評が指導することを訴えた。その後、地評、経済連、県職、日通、教組などの各労組と労農青年のていけいを今後つよめ、互に協力し合うよう話し合った。

一〇月一二日の県評主催の青年婦人代表者会議には一月中旬労農学の青年大会をぜひともよびかけ、今後協議して具体的にきまったことは青年婦人会議情報を通じて下部に流すことになった。

同日、県連青では常任理事会がひらかれたが、予め話し合った事務局長及び南佐久北安代表の常任理事は、積極的協力を約した(理事会でどうきまったかはまだわからない)、又、信州大学の学生は試験が終ればどしどし農村に入り、働きながら、平和のための話し合いをぜひわれわれとしたいといっている。

今重要なことは、これらの県段階での動きの土台となる各村、郡で日農青年が労働青年をはじめ青年団その他の青年諸組織の内外で、今こそ再軍備に反対して立上るべきときであると話し合いをもつことであり、これを県段階に反映させることである。凶作＝食糧問題を中心にまたまた利害が対立しているように見える労農青年婦人の夫々の要求を統一し、労農同盟の思想をふかめていくことは、統一行動で大会をかちとるための当面のカギであるが平和と独立への熱望をスナオに汲みとってこそ青年のこの統一行動は可能であることを見逃してはならない。

労農学青年大会に対する日農の基本的態度は

1、戦争と肉弾化に反対し、アメリカへの隷属をたちきることなくしては、目のあたりにくりひろげられた農村と農業生産のハカイから、われわれ農村青年婦人を守ることはできないということを明らかにする。

2、労農同盟の思想をふかめ、県評、各単産との組織的ていけいをつよめること。農村青年婦人の行動の統一をはかり、恒常的なていけいに発展させること。

3、日農県連、各支部をうちたてていき、青年部をたてなおす機会とすること。生活改善と平和、独立をねがう農村青年婦人を一人でも多く日農青年部に参加させること。

凶作農はん期で忙がしくつらいが、この苦しみをもち、この苦しみにつけこんでわれわれ農民を戦争の道にかりたてようとしている米日戦争屋に反撃を加えるべきときである。革命的伝統にかがやく日農長野県連の同志達よ、戦列につこう。

情熱と行動のすべてをかけて、われわれ日農青年は部署につこう。(一〇・一四)

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---